

公益財団法人日本セーリング連盟
公式計測員規程

第1条(目的)

本規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、連盟という。）定款に基づき、連盟が連盟公認のワンデザインクラス公式計測員の認定手続等に関し定めるもので、連盟ワンデザインクラス計測委員会（以下、ODC 計測委員会という。）が主管して、クラスルールに基づくセーリング競技の公正さを確保することを目的とする。

第2条(公式計測員の種類)

連盟は公式計測員として、次の2種類のクラス・メジャーを認定する。

1. フル・メジャー (Full Measurer)

ハル、スパー、セール等全ての装備の計測及び基本計測を行うことができ、証明書の作成、書き換え等を行うことができる。

2. メンテナンス・メジャー (Maintenance Measurer)

セールの計測及び基本計測、またクラス規則で毎年の計測が定められている装備の計測を行うことができる。

第3条(認定要件及び手続き)

連盟特別加盟団体である各クラス協会は、当該クラス規則及びセーリング競技規則（以下、RRS という。）、セーリング装備規則（以下、ERS という。）を採用するクラスにおいては ERS を熟知し、計測及び証明の経験の豊富な者を、クラス・メジャーとして推薦することができる。

クラス・メジャーに推薦される者は、連盟登録会員でなければならない。

連盟は、各クラス協会から推薦された者を、特段の事情のない限りクラス・メジャーとして承認し、認定する。

2. ERS を採用するクラスのクラス・メジャーは、次の場合に連盟等の開催する ERS 講習会を受講しなければならない。

(1) 新たにクラス・メジャーとして承認を受けようとする場合

(2) ERS が改訂された場合

3. ERS を採用するクラスにおいて、クラス協会はクラス・メジャーの中から若干名をオフィシャル・メジャーとして推薦することができる。連盟は推薦された者を、特段の事情のない限りオフィシャル・メジャーとして承認する。

第4条(受講料)

上記 ERS 講習会の受講料（講習料及び認定料）は、別途定める。

第5条(名簿登録)

本規程第 3 条により認定された者は、各認定資格に則して、メジャー登録名簿に登録され、名簿登録者は連盟公式ホームページに公示される。

第6条(認定の有効期間)

クラス・メジャーは認定後において、当該クラス規則が改訂された場合、改訂による更新を目的とする講習会等が当該クラス協会により開催される時点までメジャーの資格は有効とする。

2. ERS を採用するクラスのクラス・メジャーは、認定後において、ERS が改訂された場合、改訂による更新を目的とする講習会が連盟等により開催される時点まで、メジャーの資格は有効とする。

第7条(更新要件)

クラス・メジャーとしての資格を更新しようとする場合は、

1. クラス規則の改訂に基づく各所定の更新講習会等を、当該改訂後1年以内に受講するものとする。
2. ERS採用クラスはERSの改訂に基づく所定の更新講習会を、当該改訂後1年以内に受講するものとする。
3. 上記の更新要件を満たさない者は、メジャーの資格は失効する。但し、海外勤務等により上記要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認めることが出来る。
4. 更新講習会受講料（講習料及び更新認定料）は、別途定める。

第8条(公式計測員の職務)

クラス・メジャーは、その権限に従い、クラス規則及びRRSに定められた計測や検査を行う。

(証明の管理)

2. クラス規則に基づきクラス・メジャーは、その権限に従い、証明の管理に合格した後に証明書にサイン、あるいは証明マークを記入する。(証明する)
3. クラス規則に基づき証明書を作成し、管理し、交付（再交付を含む）するのは当該クラス証明機関（連盟または当該クラス協会）の責務である。
4. テーザー・クラス、セーリング・スピリッツ・クラス等「証明書」の発行されないクラスについては、必要に応じクラス規則及びRRSに定められた事項により、当該クラス艇の検査を行う。(維持する)

第9条(チーフ・メジャー)

各クラス協会はクラス・メジャーのうちから、チーフ・メジャー（計測委員長）を選任した場合は、連盟に届け出るものとする。

第10条(大会計測員)

大会計測員（あるいはERSを採用するクラスの大会においてはイクイップメント・インスペクター）は、当該大会のレース委員会によって任命される。

2. 大会計測員には、クラス・メジャー（可能ならばフル・メジャー）を含むことが望ましい。

第11条(その他)

ERS講習会は、①連盟開催 ②連盟とクラス協会の共同開催 ③連盟の認定を受けクラス協会単独開催がある。受講者は、ERS資格取得者として連盟公式ホームページに公示される。

2. 国際セーリング連盟（ISAF）インターナショナル・メジャー候補者の推薦基準については、別途定める。

以上

附則

1. 2006年11月25日制定、2007年4月1日より施行
2. 2012年9月8日 一部改訂
3. 2012年12月8日 一部改訂